

第5回統計制度部会 議事録

1 日 時 令和6年8月29日（木） 10:02～11:01

2 場 所 総務省第二庁舎6階特別会議室及びWeb会議

3 出席者

【委員】

清原 慶子（部会長）、椿 広計（部会長代理）

【臨時委員】

石井 夏生利

【専門委員】

南 和宏

【審議協力者】

厚生労働省、東京都、千葉県

【事務局（総務省）】

山田大臣官房審議官

統計委員会担当室：谷本室長、田村次長、松井政策企画調査官

4 議 事

（1）統計制度部会における審議実績について

（2）匿名データの作成・提供の早期化に向けた取組について

5 議事録

○清原部会長 皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から第5回統計制度部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、現在、予報されております台風10号の襲来により、何となく気ぜわしいお気持ちだと思いますし、何よりも大変御多用の中御出席をいただきまして、どうもありがとうございます。

本部会につきましては、椿委員、加藤臨時委員、石井臨時委員、南専門委員及び私、清原の5名で構成されています。なお、本日は加藤臨時委員が御欠席です。

本部会は5年ぶりの開催で、しかも第9期の統計委員会発足後初めての開催となります。そこで、各委員から一言御挨拶をお願いいたします。まず、椿委員、お願いいたします。

○椿委員 本部会に所属しております委員の椿と申します。統計委員会委員長も拝命しておりますけれども、もともと今日の議題にもあります匿名データ部会長というのを長くやっていたこともあり、大変この議事に関しては関心がございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○清原部会長 ありがとうございます。それでは、石井臨時委員、お願いいたします。

○石井臨時委員 中央大学の石井です。改めまして、統計制度部会でお世話になります。よろしく願いいたします。

私は、プライバシーや個人情報を中心とする情報法の研究をしておりますので、そういった観点から様々な意見交換をさせていただいて、私自身も勉強させていただこうと思っております。よろしく願いいたします。

○清原部会長 よろしく願いいたします。それでは、南専門委員、お願いいたします。

○南専門委員 おはようございます。統計数理研究所の南と申します。よろしく願いいたします。

私は専門委員を拝命しておりますが、私の専門分野は、大きくはプライバシー保護、その中で匿名化の手法等も研究しております。よろしく願いいたします。

○清原部会長 ありがとうございます。改めまして、部会長を務めております清原と申します。

私は、三鷹市長在任中から、自治体の立場を反映するという主たる役割を持ちながら、統計委員会の委員を拝命いたしました。研究者としては、情報通信政策ですとか、その関係で、個人情報保護委員会等の自治体での取組にも参画をしておりました。統計制度部会の委員及び部会長を務めさせていただいております。本日はどうぞよろしく願いいたします。

それでは、今後も途中でひょっとしたらネットワークの不調があるかもしれません。何かありましたら、チャット等で至急お知らせいただけるとありがたいです。

本日、会場で参加しておりますのは、椿委員と私ということでございますので、ネットワークで御参加の皆様との円滑なコミュニケーションのためにも、お気づきの点は、音声でも構いませんしチャットでも構いませんので、お知らせいただければと思います。

それでは、次に、統計委員会令の規定に定める本部会の部会長代理を指名させていただきます。椿委員を部会長代理に指名させていただきます。統計委員会委員長を部会長代理に指名するのは大変恐縮ですが、どうぞよろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

○椿委員 承知いたしました。

○清原部会長 それでは、椿委員、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事として、まずは統計制度部会における審議実績についてです。冒頭で申し上げましたように、本部会が5年ぶりの開催ということでございます。それにはその理由があるわけでございますが、開催をしておりますませんでした間にも、しっかりと私たちの役割として承知しておかなければいけない審議実績がございますので、その取りまとめをしていただいた事務局から御報告をお願いいたします。

それでは、統計委員会担当室次長の田村さん、御説明をお願いいたします。

○田村総務省統計委員会担当室次長 統計委員会担当室の田村でございます。

私から、資料1に即して説明させていただきます。

今、清原部会長からお話がありましたとおり、事務局に対して、本部会の審議実績につ

いて取りまとめるよう御指示をいただきました。

資料1の冒頭に、本部会の所掌事務を改めて記載させていただきました。参考資料1の統計委員会部会設置内規の規定によりまして、統計委員会の審議事項のうち、この統計制度部会では、記載している①と②を所掌しているということでございます。この後、この①の部分をアラビア数字の1のところ、それから②の部分を3ページ目の2のところ御説明させていただきます。

まず、1番です。政省令の制定又は改廃に関する事項の審議実績でございます。

「政省令の制定又は改廃に関する事項」と規定されているわけですが、この「政省令」の範囲につきましては、法定されております。具体的には、統計法第45条の2第1号それから第2号に掲げている条項の政令及び総務省令となっております。こちらにつきましては、この資料の後ろの方、6ページ目に参考2として参照条文を記載しております。真ん中辺りに第45条の2を掲げてございますので、後ほど御覧いただければと思います。

これらの制定又は改廃に関する事項について、この統計制度部会における審議実績につきましては、1ページ目の下の表のとおりです。他方で、なお書きのところにあるとおり、「統計法第45条の2ただし書における『委員会が軽微な事項と認めるもの』の取扱いについて」という委員会決定の文書がございます。こちらに基づき、軽微な事項と認められる内容につきましては、統計委員会に対して報告のみが行われて、部会における審議は行われていない状況でございます。

参考資料3を御覧いただければと思いますけれども、先ほど御覧いただきました第45条の2のただし書のところで、「委員会が軽微な事項と認めるものについてはこの限りではない」と規定されておまして、その内容につきましては、1番の①から④まででございます。2番については、統計委員会が「報告を受けるものとする」とされております。

資料1の1ページ目の下の方の表に戻っていただきますと、左側の方に①から⑥まで付番させていただいております。このうち、右側から2列目のところに「部会審議」の実績を書かせていただいております。②から⑥までのところについては、部会審議「なし」となっておりまして、これは、先ほどの軽微な事項と認められるものでございます。「委員会審議」のところで報告がなされており、部会における審議が行われていないということでございます。このため、部会審議は①だけとなります。

この内容の、一番左の「制定又は改廃する政省令」の欄を御覧いただきますと、統計法施行規則の一部改正ということでございます。具体的には、統計法の改正が行われまして、調査票情報の二次利用の部分が改正されたということでございます。それに伴いまして、いわゆるオンライン利用ですとか調査票情報の取扱いですとか、そういったものを規定する施行規則の部分を改正したということにして、その際には部会審議が行われているという実績になってございます。

続きまして、3ページ目を御覧ください。

匿名データの提供状況と審議実績でございます。もう一つの所掌事務である、基幹統計調査に係る匿名データに関する事項に関連しまして、まず、審議の実績の前に、匿名デー

タの提供状況をまとめたのが3ページ目の表でございます。

全部で8つの統計調査について、それぞれ右側にございますとおり、匿名データの提供年次のとおり提供しているということです。そのうち、一部バツを付しているところがございます。これは、表の上のなお書きにあるとおり、参考資料4「統計法第35条第2項の規定に基づく審議について」で、匿名データの審議について重点的かつ効率的に行うものとするとしてございます。この規定によって、統計委員会における諮問審議を要さなかったものです。調査事項が変わらず、前の年次の匿名データで既に答申を受けているため、追加で同じ内容についての諮問審議を要さないということでございます。

続きまして、具体的な審議事項の審議実績については、めくっていただきまして、4ページ目を御覧ください。

匿名データに関する統計委員会、それから統計制度部会における審議実績が下の表です。こちらにも左側に付番してございます。⑤以降のところは、部会審議なしとなっております。これは、表の上のなお書きのとおり、統計委員会決定文書の「統計法第35条第2項の規定に基づく審議について」によって、匿名データの作成に係る匿名化処理基準に準じて対応することが適当と認める場合には審議が簡素化されてございます。部会への付託が行われていないという状況でございます。

逆に、部会への付託が行われているものを見ていただきますと、上から順に②、③は、匿名データ部会という部会で審議がなされていたという実績がございます。その後、④のところを御覧いただくと、案件名に具体的な統計調査の匿名データの作成ではなくて、この後の議題に出てくる「匿名データの作成・提供の早期化に向けた取組について」とございます。先ほど私の方から言及させていただいた決定文書「統計法第35条第2項の規定に基づく審議について」が改正されたということでございます。その際には、こちらの統計制度部会において審議がなされまして、そこで決定された文書に従って、⑤以降の匿名データの審議が簡素化されているという状況になってございます。

私の方からは以上です。

○清原部会長 御説明ありがとうございます。ただ今の資料1の御説明につきまして、皆様から御質問等ありますでしょうか。いかがでしょうか。

私から、少し補足をさせていただきます。1つは、資料1の1ページの①に書かれておりますように、「制定又は改廃する政省令の場合」ということで、平成30年、2018年10月の諮問に対して部会審議を集中的に行った事例があります。今日御参加の委員の皆様にも御協力をいただいた経過があると思います。その後、4ページをお開きいただきまして、ただ今田村次長から説明がありました、「④匿名データの作成・提供の早期化に向けた取組」についての審議内容の2つ目の項目に、「提供の早期化のため、匿名化処理基準を用いるとともに、その作成手法に関する統計研究研修所による事前の検証を活用し、審議を効率化」とあります。このことが、この間、大変よく行われてございます。先ほど紹介がありました3ページの「匿名データの提供状況・審議実績」の中で、これらの統計について、年次を加える際には必ず統計研究研修所による事前の検証を行っていただきまして、その結果、適当であるということが統計委員会の方に報告されます。最近では樁委員長と私とで検討

しまして、この統計研究研修所による事前の検証があるゆえに、早期に諮問に対して答申を出させていただいて、なるべく早く匿名データを利用者にご利用していただく環境を整えてきたという経過があります。

以上、部会長としても、この資料1を補足させていただきました。

それでは、この審議実績について、皆様から御質問等がありましたら御遠慮なく出していただければと思います。どなたからでも、挙手ボタンを押していただくか手挙げをしていただくかですが、いかがでしょうか。石井臨時委員、南専門委員、いかがですか。よろしいですか。

○石井臨時委員 石井です。私の方は大丈夫です。

○清原部会長 ありがとうございます。南専門委員、いかがでしょうか。

○南専門委員 私も大丈夫です。

○清原部会長 ありがとうございます。椿委員も御了承ということで、それでは、資料1につきましては、皆様の御了承をいただいたということとなります。

それでは、私からコメントをさせていただきます。

ただ今御報告にありましておおり、本部会が所掌している審議事項については、1として「政省令の制定又は改廃」、2として「基幹統計調査に係る匿名データに関する事項」、そのいずれも処理の基準が明確化されています。このため、本部会に付託される案件は、よりよい統計の作成及び提供に必要となる全体的な制度に関する事項に厳選されている状況でございます。今後も、本部会においては、こうした制度の改善につながる審議を行うことが重要でございます。改めて、その責務を皆様と共有させていただければと思います。

委員各位におかれましては、この意義について御理解をいただいた上で、引き続きの御協力をお願いいたします。

それでは、次の議事に入ります。

議事の2で、「匿名データの作成・提供の早期化に向けた取組」についてです。先ほど議題1においてコメントをさせていただきましたように、匿名データの作成提供についても、全体的な制度の改善につなげていくことが重要です。そのような中、匿名データの作成において用いられております「匿名化処理基準」につきまして、今回、総務省統計研究研修所において改定案がまとめられました。その内容について、これから御説明をいただきます。そして、この改定案を踏まえまして、匿名データの提供の更なる早期化を図るため、「統計法第35条第2項の規定に基づく審議について」も改正が必要となります。

そこで、私の方で事務局と御相談いたしまして、統計制度部会としての改正案もまとめさせていただきました。これについては、事務局から御説明をしていただきます。

それでは、まず、総務省統計研究研修所から御説明をお願いします。では、永井部長からお願いいたします。

○永井総務省統計研究研修所研究部長 総務省統計研究研修所の永井でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

私からは、資料2に基づきまして、匿名データの作成・提供の早期化に向けた取組につきまして御説明をさせていただきます。

まず、スライドの1枚目でございますけれども、現在の匿名データの作成・提供の状況を取りまとめたものになってございます。

令和6年7月末現在、8調査（74年次分）の匿名データを作成・提供しております。平成21年度から令和5年度までの提供実績は、延べ536件となっております。

左側の表の方には、匿名データの作成状況をまとめさせていただいております。こちらに記載の統計調査につきまして、提供対象の年次について提供をしているというところがございます。

右側のグラフでございますが、こちら、提供実績を年度ごとにまとめたものになってございまして、主なものは学術研究目的となっておりますけれども、近年、高等教育目的も増えているというような状況でございます。

スライドの2枚目の方に移りまして、統計研究研修所による匿名データの作成の支援のこれまでの状況について御説明をさせていただきます。

平成30年3月6日に閣議決定されました第Ⅲ期の基本計画におきまして、匿名データについて統計研究研修所の支援を受け、より広い範囲の者が利用できるようにする形で提供に向け、必要な法制面、技術面から検討を踏まえ、早期の提供を検討すると書かれたところがございます。統計研究研修所では、これを受けまして、主に技術面の支援というのを行ってまいりました。技術面のところに吹き出しの形で、囲みで書かせていただいておりますけれども、統計研究研修所に匿名データ有識者会議を設置し、作成方法を検討してきたところがございます。この匿名データ有識者会議は、この制度部会の臨時委員でもあります加藤先生を座長といたしまして、椿先生にもオブザーバーとして御参画いただいて、御審議、御検討をいただいていたところがございます。これを踏まえまして、統計委員会における審議の重点化、効率化ということが図られてまいりました。これは、先ほど御説明があったとおりでございます。統計委員会の審議実績等を踏まえて策定された匿名データの作成に係る匿名化処理基準に沿って作成を行う場合、統計研究研修所における検証結果や論点整理を最大限活用した上で、審議の重点化及び効率化を図っているというところで、現状進めております。

この支援によりまして、匿名データの提供というのは大幅に早期化されております。この支援が始まる前では、調査結果公表後8年程度かかっていたものが、現在では4年程度へと、ほぼ半分に短縮されているというような状況でございます。

統計研究研修所におきましては、総務省統計局所管の6調査及び厚生労働省所管の2調査について、提供可能な直近の年次まで検討を行い、現在、調査結果の公表が終わっている調査について順次検討を進めているというような状況でございます。

右側の表に簡単にまとめさせていただいておりますけれども、現在、匿名データを提供している統計につきましては、ひととおり匿名データ有識者会議での検討が終わり提供をしているというような状況でございます。

スライドの3枚目でございます。

これを踏まえまして、今般更なる提供早期化に向けた取組というのを御提案させていただきたいというのがこの資料のポイントになっております。提供早期化に向けた取組のポ

イントの1つ目でございますが、統計研究研修所の支援開始後、各基幹統計調査の匿名データ作成の検討において蓄積された知見に基づき、個々の調査事項の処理方法から、調査事項の特性に応じた調査共通の考え方に匿名化処理基準を改定したいということを考えております。現行の匿名化処理基準といいますのは、参考資料にも付いておりますが、それぞれの統計調査の匿名データの作成の際にいただいた答申の内容を取りまとめたものになっておまして、各調査の個々の調査事項の処理方法が具体的に書かれているものを単にまとめたものというふうになっております。私ども統計研究研修所でひととおりその検討をしてきた中で、この個々の処理方法から共通の考え方というのがあるであろうと。例えば氏名ですとか出生の年月というような、非常に個人が特定されやすいような事項というのは、どの調査も提供しておりませんし、年齢というような数量項目であれば、累積度数を見てしきい値を設けてトップコーディングをするというような、基本的に共通な考え方というものが、書かれてははいないけれども流れているというところがございますので、このような調査共通の考え方を抽出いたしまして、それを取りまとめた匿名化処理基準ということで改定をしたいというふうに考えてございます。

この改定により、以下の改善が可能となると考えております。

1点目は、匿名データ作成における検討内容を明確化・効率化する。これまでであれば、調査事項一つ一つについて、前回の状況を参考にしつつ検討してきたわけですが、今回は、それぞれの調査事項の特性に応じて、この処理が適切ではないかという考え方に応じて検討を進めますので、検討内容が明確化・効率化でき、検討期間が短縮できるというふうに考えてございます。

2点目は、この改定後の「匿名化処理基準」というものが、調査事項の特性に応じた考え方に基づいているものでございますので、これまでであれば、調査結果公表後、調査票情報が確定した後に、実際にデータを見て一つ一つ検討するということで、検討の開始の時期というのが調査結果公表後になったわけですが、今回は、調査事項さえ定まってしまうと調査事項の特性に合わせて処理方法が検討できるということで、検討開始時期が調査事項確定後に早期化できるというふうに考えております。これらの改善により、匿名データ作成府省は、私ども統計研究研修所の支援を受けまして、匿名データ作成方針の策定というのが早期に可能になりますので、統計委員会への諮問時期も前倒しが可能となると考えてございます。

続きまして、スライドの4枚目でございます。

更なる提供早期化に向けた取組②ということですが、こちらは、この後の手続の話にもなっておりますが、ポイントをまとめたものになっております。今、匿名データ作成の諮問を前倒しすることができるというふうに申し上げましたけれども、匿名データ作成の諮問を基幹統計調査の実施又は変更に係る統計委員会の答申を受けた後、つまり、調査事項が確定した時期に前倒しすることで提供の早期化を図るのがこの取組のポイントになってまいります。

1点目は、統計委員会における審議の効率化、重点化ということで、こちらは現在も行われておりますけれども、統計研究研修所での検討を踏まえて、統計委員会での審議効率

化を図るということで、更にそこが効率化・重点化できるであろうというところでございます。

2点目の方は、統計委員会における諮問審議及び答申の時期の早期化ということでございまして、3スライド目で説明しましたように、諮問が早期にできるということになりますので、その時期が調査結果の公表後から基幹統計調査の実施又は変更に係る統計委員会の答申の時期、答申による調査事項の確定時に匿名データ作成の諮問を行うことが可能になりますので、諮問時期、諮問審議及びその答申の時期というのが早まるというのが2点目でございます。

3点目は、匿名データ作成の時期の早期化ということで、答申を得た後は調査結果の公表を待ちまして、調査結果の公表後、統計研究研修所において調査票情報の分布状況等から匿名性の検証をしっかりと行った上で、答申に基づき速やかに作成を開始するというもので、提供の早期化も図れるというふうに考えてございます。

これらのスケジュールの変更をまとめたものが5枚目のスライドになっておりまして、こちらを見ていただきますと、上段の現行の方では、調査の実施があつて集計公表が終わった後に研修所の方で検証・サポートを行ひまして、その後、統計委員会に諮問、答申を得て作成という形になっておりましたけれども、改善案の方では、調査計画の答申が得られた後に、匿名データの作成についても諮問をいたしまして、答申を受け、その後、公表を待つて、統計研究研修所の方で検証して作成、提供開始をするということで、現状であれば、調査結果の公表後、3年、4年ぐらいかかっていたものが、おおむね調査結果の公表後2年以内ということで、更に2年短縮できるのではないかとというふうに考えてございます。

私からは以上です。

○清原部会長 永井部長、大変にありがとうございました。

それでは、続きまして、田村次長から御説明をお願いします。

○田村総務省統計委員会担当室次長 統計委員会担当室の田村でございます。

私の方からは、資料3-1、3-2を使って説明させていただきます。

ただ今、統計研究研修所の方から資料2に即して御説明がありました匿名化処理基準を使いまして、先ほどの資料1の御説明でも少し触れた参考資料4、現行の「統計法第35条第2項の規定に基づく審議について」の改正案を部会長と相談させていただきながら、資料3-1のとおり、まとめました。

順に行きますと、1番で「審議の効率化及び重点化」と題して、(1)と(2)のようにまとめさせていただきました。柱書きのところを見ていただきますと、先ほど御説明いただきました、匿名データの作成に係る匿名化処理基準に沿って匿名データの作成が行われると認められる場合、(1)と(2)に掲げるとおり、審議の効率化及び重点化を図るものとするとしています。先ほど資料1のところ御説明させていただいたとおり、一部バツ印がついていた匿名データの提供年次の部分が、ここでいう(1)のところでございます。匿名データの元となる統計調査の調査事項に追加及び変更がない場合、前回の統計委員会の答申から変更がないものと判断できることから、統計委員会における諮問審議を要さな

いものとするというのが、先ほどのバツに対応しているところでございます。

続きまして、(2)が(1)の対比でございまして、調査事項に追加又は変更がある場合は、これまでと同じですけれども、統計研究研修所における検証結果に基づきまして、原則として、先ほど資料1の2番のところの審議実績のところでご説明したとおり、統計制度部会への付託を行わず、統計委員会において審議を行うものとするとして規定してございます。

2番につきましては、「答申の時期」と表題をつけております。先ほどの1の(2)で統計制度部会の付託を行わずに統計委員会の審議を行う場合、答申は、匿名データの作成に必要な調査票情報に係る基幹統計調査の実施又は変更に係る答申を行った後に行うとなっております。文字にすると長くなりますが、こちらについては先ほどの資料2の最終ページの別紙、スケジュールの線表について申し上げます。要は、資料2の5ページ目の下の部分にあるとおり、匿名データの元になる基幹統計調査の調査計画の答申が行われた後に、匿名データの作成に係る答申を行うということ、この2番のところに書かせていただいております。

資料3-1の3番では、「答申後に匿名性に疑義が生じた場合の対応」と書かせていただきました。先ほど、資料2のところでご説明があったとおり、統計委員会における答申を結果の公表よりも前に持つてくるということがございますので、入念規定として、「急激な社会経済情勢の変化等により、答申を受けて作成した匿名データの匿名性に疑義があると認められる場合、その状況について報告を受けるものとする」と規定させていただいております。

4番と5番については、従来の内容を番号だけ変更しているというところでございます。

資料3-1の3ページ目のところに、統計研究研修所の方でまとめてくださった、匿名データの作成に係る匿名化処理基準を掲載してございます。

私からは以上です。

○清原部会長 田村次長、御説明ありがとうございます。

それでは、ただ今総務省統計研究研修所の永井研究部長、そして統計委員会担当室の田村次長から、資料2及び資料3について御説明がありました。このことにつきまして、委員の皆様から御質問、御意見等いただきたいと思っております。どなたからでも御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。それでは、南専門委員、御発言よろしくお願ひいたします。

○南専門委員 承知いたしました。御説明どうもありがとうございます。

今回の取組で、提供期間が8年から4年と大幅に短縮するというところで、すばらしい進捗かなというふうに感じました。

それで、少し御質問させていただきたいんですけれども、まず、今回の早期提供が可能になった技術面からの検討で、統計研究研修所において、有識者会議でいろいろ検討した結果、匿名化の手法は整理できたということなんです、どのような検証を有識者会議でされて、また、どのような点が論点であったかを、概略で結構ですので、教えていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○清原部会長 ありがとうございます。統計研究研修所における有識者会議における検証内容、論点について、御説明いただければと思います。

○永井総務省統計研究研修所研究部長 南先生、ありがとうございます。

統計研究研修所に置きました匿名データ有識者会議の方では、まずは、各統計調査の個々の調査事項ごとの匿名化処理につきまして、調査票情報から度数分布を作成して、どういったものを匿名化するべきということについて、細かい事項も含めて全て御議論をいただきました。ひとつとおり全ての調査、全ての年次について御議論をいただいたというところでは、

その結果、委員の先生方からも、非常にこちらでの検証のボリュームも大きいので、もう少しいろいろな面で効率化、重点化もできないかというようなお話もございました。現状の処理基準ではなくて、そこから共通の考え方を取りまとめて、各調査共通でこういうルールでやりましょうということを定めることによって、その部分の重点化・効率化が図れるのではないかとというようなお話もいただいたところで、そういった点について御議論いただいております。

実際には、この処理基準をまとめるに当たって、処理基準のまとめ方からそれぞれ御意見等いただいて、今、提出させていただいているような案にまとまったというところでは、

あまり御回答になっていないかもしれませんが、以上でございます。

○南専門委員 御回答ありがとうございます。理解できました。

○清原部会長 よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、ほかに御質問ございますか、いかがでしょうか。では、椿委員、どうぞ。

○椿委員 私は、先ほどの資料3-1の2の答申の時期と、それから資料2の別紙のところでございます。

調査事項が確定すれば先ほどのような技術的な検討が開始できるということで、別紙の上のものから下のものになるということでした。ある意味で委員会の調査自体の答申が確定した瞬間に、瞬間とは申しませんが、その後直ちにこういう諮問をする、そのために恐らく統計委員会の諮問段階では調査事項はおおむね見えてきているという段階で、作成方針からスタートして諮問を準備すること、これまでの公表後にやっていくということに比べると、相当短縮化に寄与している。更に2年ぐらい短縮できることになっているので、資料3-1の2の答申の時期も含めた改定は非常に合理的です。我々として心配なのは、研究研修所がこれによってどれぐらいお仕事の方が大変になるかということだけですが、こういう形で努力していただけるということは大変ありがたいことだというふうに思ったところです。

意見になってしまいましたが、恐縮です。

○清原部会長 椿委員、ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。石井委員、御発言ございますか。所感でも結構ですし、御提案でも。

○石井臨時委員 ありがとうございます。今開いていただいているページ、匿名データ提供の早期化に向けた取組については、是非とも進めていただきたいと思っております、

方針について何か意見があるというわけではないのですが、議論の期間が空いてしまったので、念のためお聞きできればと思った点があります。ここで議論されている匿名データ提供の在り方というのは、諸外国の状況と比較するような検討が有益かどうかという点です。国内に特化した議論ということであれば、なかなか諸外国の状況などを参考にしつつ、ほかの論点も含めて、今後制度設計をしていけるような分野の議論にならないかもしれず、その辺が、私自身の記憶も曖昧なところがありましたので、念のためお聞きできればなと思いました。お願いします。

○清原部会長 ありがとうございます。この匿名データの提供に関して、国内的には早期化ということが着実に進む方向での御提案ではありますが、国際的な環境の中で、統計の匿名化について、改めて認識とか、そのことも視野に入れての御検討があったかどうかということですが、いかがでしょうか。では、永井研究部長、お願いします。

○永井総務省統計研究研修所研究部長 今回の処理基準の改定そのものにといいことではないかもしれませんが、統計研究研修所の方で行っております共同研究ですとか、あとは匿名データの有識者会議に御参画いただいている先生方等に御協力をいただいて、国際的な状況等を集めておったりですとか、手法について情報を確認したりですとか、そういうこともしております。

有識者会議におきましても、今回、1つこの形で、処理基準を現行のものから抽出した形を取りまとめさせていただいて、改定をさせていただいて、その後、更にどうなっていくのかというのを、諸外国の状況等も確認しつつ、今後、有識者会議でも御検討いただくような内容かなというところで考えてございます。

○清原部会長 石井委員、いかがでしょうか。

○石井臨時委員 ありがとうございます。共同研究などを通じた国際動向を把握される機会があるということで理解しました。匿名データ提供の早期化に限らないのですが、統計情報の利活用について、国際的な動向、例えばヨーロッパやアメリカなどの傾向、アジアの動きなども、大枠で見たときに、何かしらの傾向といいますか、そのようなものはあるのでしょうか。制度面や運用面について、追加で、もしよろしければお聞きできればと思いました。

○清原部会長 その件について、清原からちょっと御紹介してもよろしいでしょうか。

○石井臨時委員 お願いします。

○清原部会長 匿名データそのものに特化したの私自身の知見ではないんですが、昨年度、「複数領域統合型世帯調査に関する調査研究」を実施しました。例えば「主観的ウェルビーイング指標」などについて、OECDはじめ国際的な動向について調査をする必要があるということで、統計委員会担当室の方で調査を実施しました。私は、その調査研究会のアドバイザーを務めさせていただいたんですが、その際、国内の調査だけではなくて、ヨーロッパの複数領域統合型世帯調査についても研究会のメンバーが調査に行かれまして、交流もしました。そして、改めて統計委員会担当室としても、今後より一層国際的な調査の動向について、具体的な、今御紹介しました「主観的ウェルビーイング指標」などを例に取りながら研究を進めていくということです。それから、もう一方で、椿委員長の下で、

このたび統計委員会で、まさに今、統計法第55条の枠組みの中で、基本計画に掲げられた事項についての各府省の取組状況などの検証をする際にも、国際的な視点に立って、統計分野でどのような国際貢献をしているかということについて、さきの統計委員会でも、データを基に検証をさせていただいたところです。

したがって、石井臨時委員の御提案のように、私たちが公的統計の分野について検討していくときには、国内において、例えば今日御議論いただいている匿名データの提供の早期化が期待されているのであれば、もちろんそれについて推進していくということは重要なことですが、併せて国際的な視点に立ったときに、それが国際的な匿名データの標準的な在り方の中で、日本のこの取組がひょっとしたら国際貢献できる取組かもしれませんし、是非そのようなグローバルな視点で取り組んでいくタイミングかなと思って拝聴しておりました。

ちょっとこの制度部会を超えた統計委員会の取組み事例の御紹介ですが。

○石井臨時委員 ありがとうございます。私の質問も、個別の論点を超えた形で御質問をさせていただきました。非常に丁寧に御回答いただきありがとうございます。また、新しい動向等ありましたら御教示いただければと思いました。

○清原部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかに皆様、御意見はないでしょうか。南専門委員、どうぞ、挙手されます。御発言ください。

○南専門委員 すいません、ありがとうございます。もう1点、ちょうどこの図に対してよろしいでしょうか。

○清原部会長 どうぞ。

○南専門委員 現状の4年が、更にデータ公開から2年になるということで、先ほど椿先生からは、研修所への負担が大きくなるのではないかという御懸念が示されたんですけども、その下の絵を見ますと、右の方に作成の部分がありまして、そのところを頑張れば、この2年というのは更に私は短くできるのではないかと期待しておりますので、そのところを少しお尋ねできればと思います。作成のところは、具体的に、開発したプログラムで匿名化の秘匿処理をするというところだと思うんですが、私も研究で匿名化のプログラムを使ってデータを入力してその匿名データを出力するという、そういうプログラムを使っておりますが、一旦そのプログラムができれば、その作業というのはかなり自動化できる部分で、時間はそれほどかからないと思います。現状、そんなに理想的にはいかないということだと思うんですが、この作成の部分において難しい点が現状ある、こういう点が困難であるということがあれば、少し教えていただければと思います。よろしくお願ひします。

○清原部会長 御質問ありがとうございます。匿名データの統計研究研修所における検証・サポートの効果によって早期化されるわけですが、その後の作成のプロセスというのに時間がかかっては、その効果も半減ということでございます。この作成のプロセスにおける統計研究研修所内の取組み状況について、何か課題があればということですが、いかがですか。

○永井総務省統計研究研修所研究部長 南先生、ありがとうございます。

現状、統計研究研修所でのサポートを行いまして、その後、統計センターの方で実際作成するということになってくるんですが、そういった中で、プログラム自体はほとんどの調査で前回調査のときに作成したものがありますので、大きく変わらなければそれを使いつつというようなことで、全く1から作るということではなくて、ある程度の効率化というのはできるんですけども、実際にこちらで検討したものを作成するに当たって情報のやり取りのところとか、改善点は当然あると思っております。ただ、どのくらい短縮できるかちょっと難しいようなところもあるんですけども、今後努力をさせていただきたいというふうに申し上げさせていただければと思います。

御示唆をありがとうございます。

○清原部会長 南専門委員、いかがでしょうか。

○南専門委員 どうもありがとうございます。大方そのプログラムがあるということで、それが再利用できるということかと思っておりますが、恐らくデータが変わると、またプログラムを修正したりとか、そういう手間がかなりあるのかなと拝察いたしました。その点、プログラムをより汎用化することで、新規の変数の追加ですとか修正に対応できるような体制も今後御検討いただければと思います。

ありがとうございます。

○清原部会長 貴重な御提案ありがとうございます。

それでは、私から、委員として申し上げます。

資料の2の1ページを拝見しますと、匿名データの提供実績で、先ほど永井研究部長も御紹介されましたが、「学術研究目的」に加えて、「高等教育目的」というのがちょっと増えつつあるように見えます。各大学でも統計学に大変力を入れた学部設置や、あるいはカリキュラムの変更などが見られます。そこで、匿名データをもっともっと使ってもらえたらというふうに思います。これだけ作成が早期化すれば、もちろん利用の数も、そして頻度も増えていくのではないかなと思いますし、経年比較などにも配慮されて匿名化が行われていますので、社会変動の潮流などを踏まえても、このように多くの統計データが年次を増やしていくということは好ましいと思っています。

そこで、是非是非、今回のこの取組について、匿名データの提供が早期化されるということについては、第一義的にももちろん、研究教育機関に周知をしたいと思っておりますし、一般の国民の皆様にも、このようなデータを使おうと思っていられる企業等もおありになるかもしれませんので、是非、統計委員会のホームページだけではなくて、総務省のトップページぐらいにこの取組が紹介されたらいいということを感じました。

いずれにしても、この間、平成31年、2019年の統計制度部会での御提案を踏まえて、統計研究研修所が精力的に匿名データの適正な取組のために御貢献いただいたということが今回の御報告でも分かりましたので、感謝したいと思います。

それでは、皆様に御意見を伺いたいのですが、本日、資料の3-1、3-2で御説明をいただきました統計法第35条第2項の規定に基づく審議についての案について、この原案でよろしいでしょうか。特段修正の御意見はありませんか。大丈夫でしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○清原部会長 ありがとうございます。それでは、皆様から、内容について異議なしという事で、部会長として取りまとめたいと思います。

今回の改正では、調査事項の特性に応じた共通の考え方に基づきまして、匿名化処理の検討を行うことが可能になります。これにより、匿名データ作成の諮問・答申時期についても調査実施又は計画変更の答申後に前倒しすることが可能になることから、調査結果の公表から匿名データの提供まで4年程度かかっていたものが2年程度に短縮できるとのことでした。これらの取組により、利用者のニーズに応え、最新の匿名データが早期に提供され、利用実績が増えていくことを期待したいと思います。

それでは、統計法第35条第2項の規定に基づく審議についての改正案は、資料3-1のとおりとさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、資料3-1につきましては、本部会決定の改正案として、9月開催予定の統計委員会において御提案をし、御審議をいただくことにさせていただきます。皆様、よろしくお願ひいたします。

それでは、皆様から、ほかに御意見や、この際、御提案などございますか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から御連絡事項ございますか。

○田村総務省統計委員会担当室次長 次回の統計制度部会の開催日程については、未定です。開催が決まりましたら、別途御連絡いたします。また、本日の議事録は委員の皆様にご確認をいただいた上でウェブサイトに公開させていただきます。

以上です。

○清原部会長 ありがとうございます。

それでは、第5回統計制度部会をこれにて終了いたします。皆様、熱心な御参画ありがとうございます。引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。